

玉野市制80周年記念キャッチコピー募集要項

1 趣旨

玉野市は令和2年8月3日、市制80周年を迎えます。

これまでの80年の歴史に対する感謝の気持ちと将来への希望を持ち、「ふるさと玉野」への誇りや愛着が醸成される市制80周年記念事業に全市一体となって取り組みます。

市制80周年を契機に玉野市の魅力を市内外へ発信するため、統一的なキャッチコピーを広く募集します。

2 80周年記念事業基本理念

市制80周年という大きな区切りに当たり、これまでの先人が積み重ねてきた歴史などを振り返り、多くの市民とともに喜び、感動し、郷土に対する愛着と誇りを共有することにより、絆を深め、夢と希望あふれるまちへの飛躍を祈念し、本市が目指す将来像「瀬戸内に輝く市民が誇れるまち～たまのからはじまり未来へつなぐ～」の実現に向けて記念事業を実施します。

3 募集内容

本市を広くPRするツールとして、玉野市への誇りと愛着、また将来への希望をイメージできる玉野らしいキャッチコピー

※20文字程度

※漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字が使用可能

4 使途

市制80周年関連事業で使用するほか、市内外に玉野市の魅力を発信するツールとして使用します。（広報紙、ホームページ、パンフレット、ポスター、懸垂幕、のぼり、市が発行する封筒等）

5 応募資格

玉野市在住の方、玉野市に通勤・通学されている方、玉野市を応援している方、その他玉野市にゆかりがある方（プロ、アマ、年齢を問わず誰でも参加可能）

6 募集期間

令和2年1月15日（水）から3月13日（金）まで

※郵送の場合は消印有効

7 応募方法

作品の応募は、郵送、持参、電子メール、電子申請のいずれかよりお願いします。

1 人何作品でも応募可能ですが、応募用紙 1 通につき 1 作品です。

所定の応募用紙に必要事項（氏名（ふりがな）・年齢・職業または学校名（学年）・住所・電話番号・メールアドレス）と簡単な作品説明を記載してご応募ください。

※応募用紙は市役所総合案内、秘書広報課にお越しいただくか、玉野市ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 郵送または持参の場合は、玉野市秘書広報課までお願いします。
- (2) 電子メールの場合、メールのタイトルは「玉野市制 80 周年記念キャッチコピー応募」とし、応募用紙を添付の上、送信してください。
- (3) 電子申請で応募する場合は、所定のフォームに必要事項と簡単な作品説明を入力してください。

8 審査及び選考

玉野市制 80 周年記念キャッチコピー選定委員会において審査・選考により 7 点を選出し、中学生・高校生及び市民の投票により決定

- ・中学生・高校生は各学校で実施
- ・広報紙に投票券を添付、公共施設に投票箱を設置し投票してもらう。

9 結果発表

令和 2 年 6 月 30 日（火）予定

※受賞者本人に連絡した後、ホームページや「広報たまの」等にて発表予定

10 賞金・副賞

最優秀賞 1 点 3 万円と副賞（瀬戸内温泉たまの湯ペア優待券）

佳作 6 点 各 3 千円

11 その他留意事項

- (1) 応募された作品の著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、無償譲渡するものとし、玉野市に帰属するものとします。また、その使用に関して著作者は著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- (2) 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品にてご応募ください。
- (3) 応募にかかる費用については、応募者の負担とします。
- (4) 応募、提出いただいたデータ、書類は返却しません。
- (5) 応募作品は提出後に修正することはできません。
- (6) 応募作品の受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考過程のお問い合わせに

対応しかねますのでご了承ください。

- (7) 応募に際してご提出いただいた書類は、厳重に管理し、採用審査の用途に限り使用します。これらに記載されている個人情報には正当な理由なく第三者へ開示することはありません。ただし、受賞者の氏名、お住まいの地域（市町村名まで）は選考結果発表のために公表することがあります。
- (8) 未成年の方については、受賞した場合に親権者の同意が必要となります。
- (9) 郵便や電子申請システムの事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害で作品が開けない等の問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません。
- (10) 他の自治体・企業・団体等が募集するキャッチコピーへの二重応募は認められません。
- (11) 応募作品が既発表作品と同一、酷似している場合、または第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、法令に反する場合、または本募集要項に反している場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (12) 応募作品については、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。玉野市では一切の責任を負いかねます。
なお、応募作品に関連して、玉野市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (13) 受賞作品には若干の修正をする場合があります。
- (14) 玉野市が公表するまでの間は、受賞作品を他者に公表しないでください。
- (15) 以下の場合は失格とさせていただきます。
 - ・提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ・応募期間内に応募作品が到着しなかった場合
 - ・本募集要項の要件を満たしていない場合
- (16) 本規定に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。
- (17) 応募の時点で、この応募要項の記載事項に同意したものとします。

【応募先・問い合わせ先】

玉野市政策財政部秘書広報課（市役所本庁舎3階）

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1-27-1

T E L : 0863-32-5533

F A X : 0863-32-5507

e-mail : kouhou@city.tamano.lg.jp

【参考資料】

《玉野市協働のまちづくり基本条例・前文》

私たちのまち玉野市は、穏やかな気候と、瀬戸内海国立公園に属する風光明媚な44キロメートルの海岸線や山々などの、豊富な山海の資源を有するとともに、海上交通の要衝として栄えてきました。

私たちは、先人達が人と人とのつながりを大切にしながら育んできた、心豊かでほのぼのとしたこのまちを「財産」として、次の世代の人たちに継承していかなければなりません。

誰もが心豊かに安心して暮らせるまちとしてさらに充実していくため、市民と市議会及び市が協力・連携し合っ、知恵を出し合い、役割を分担し、それぞれの責任を果たすことにより、自立した地域社会を築くことが必要です。

そこで、私たちは、協働のまちづくりの基本的な原則や仕組みなどを定めるため、この条例を制定します。

《市の概要》

玉野市は、岡山県の南端に位置し、瀬戸内海の美しい自然に恵まれた、風光明媚で温暖な気候の港町です。

市の中心部にある宇野港は、岡山県の海の玄関口であり瀬戸内海の海上交通の重要拠点として発展してきました。フェリーの定期航路のほか、近年では大型船舶が着岸できる耐震バースに外国からのクルーズ客船の寄港も増えています。

産業については、造船業の企業城下町として発展してきたこともあり、多くの造船関連企業が集積する「ものづくりのまち」といわれ、製造業が中心となっています。

位置 東経 133 度 57 分、北緯 34 度 29 分、
東西 16.2 km、南北 14.3 km、
岡山県の南端、児島半島の基部に位置

地勢 南部の花崗岩地帯（64%）と北部の秩父古生層地帯（36%）に区分され、市域の約 60%が山地で、大きな河川もなく、特に海岸部は花崗岩質の山麓が海に迫り、複雑な海岸線を形成。平野部は約 40%で、その大部分を農村地帯が占め、海岸部の平地は、埋立造成地を中心に集落を形成。

面積（H30.10.1） 103.58 km²

人口（H31.3.31） 59,328 人

《市の花・木・魚》

つつじ、ばべ、めばる

《歴史と市の由来》

玉野市は、瀬戸内の美しい自然に恵まれ、その沿岸一帯には屈曲した入江が多く、太古より舟航の便に恵まれた天然の良港として栄え、また、入江を利用した塩の生産地としても知られるようになりました。

明治には、町村制の実施により、それまで田井、宇野、玉、和田、日比、渋川の6つに分散していた村が合併を行い、1906（明治39）年に宇野村と日比町が誕生しました。また、同年、宇野港が修築され、さらにその数年後には、宇野線開通と宇高連絡船の就航により、本土と四国を結ぶ海上交通の要衝として繁栄の基礎が築かれました。

大正に入ると、宇野港の発展とともに宇野村が町制を敷き宇野町となり、また、産業においては、造船所が建設され、それ以降は製造業を中心に発展しました。

1940（昭和15）年8月3日には、宇野・日比両町が合併し、県内4番目の都市として、玉野市が誕生しました。その後、児島郡の山田村、荘内村、八浜町、東児町を編入合併し、現在に至っています。

《玉野市総合計画より》

将来像「瀬戸内に輝く 市民が誇れるまち ～たまのからはじまり未来へつなぐ～」

将来像の実現に向けた基本理念

- ① 活力・快適 【住み心地のよい活気あるまち】
- ② 安全・安心 【健やかで安全・安心に暮らせるまち】
- ③ 人・つながり 【心豊かな人をはぐくみ支え合うまち】

【これまでに使用している主なもの】

- ・ふるさとたまの！ ののちゃんの街
- ・スマイルたまの
- ・すみたま（すみたくなるたまの）
- ・たまにはたまの
- ・玉野は花野